


所管部課		総務部 職員課	部長	阿部 晴彦			
件名		東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について					
			区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例					
	部課機関						
<p>1. 要旨</p> <p>総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長からの通知に基づき、非常勤職員の公務災害補償制度のより適正な運用を図るため、規則改正をするものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>ア 公務災害報告において、被災職員等からの申出について明記する。</p> <p>イ 公務外認定の場合も、被災職員等に通知することを明記する。</p> <p>ウ 認定に対し審査申立てができることを被災職員等に教示することを明記する。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>非常勤職員の公務災害認定事務において、より適正な運用を図ることができる。</p>							
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み。</p>							
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>							
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに公布の事務を進めたい。</p>							
<p>5. 審議結果</p>							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。